

令和 2 年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

1. 処理区域 恵庭市全域

2. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

3. 処理計画量

(1) 市が処理する一般廃棄物

(単位:トン)

一般廃棄物の種類		令和元年度 (見込み)		令和 2 年度 (計画量)		令和 2 年度 (基本計画値)	
		収集	直搬	収集	直搬	収集	直搬
家庭系	燃やせるごみ	6,840	982	6,867	0	6,501	112
	燃やせないごみ	386	378	388	376	457	1,050
	粗大ごみ	385		387		593	
	生ごみ	2,301		2,310		2,488	
	資源物	2,290	34	2,299	36	2,768	225
	小計	12,202	1,393	12,251	412	13,052	1,387
	一人当たり	478		478		513	
事業系	燃やせるごみ		1,175		2,436		2,436
	燃やせないごみ		1,009		940		940
	生ごみ		1,482		1,248		1,248
	資源物		73		85		
	小計		3,739		4,709		4,624
合計		17,334		17,372		19,063	
資源化率		38.86%		37.86%		40.50%	
し尿		3,019 kℓ/年		2,852 kℓ/年		2,004 kℓ/年	
浄化槽汚泥		1,473 kℓ/年		1,519 kℓ/年		1,655 kℓ/年	
合計		4,492 kℓ/年		4,371 kℓ/年		3,659 kℓ/年	

(2) 一般廃棄物処分業許可業者で処理する一般廃棄物

(単位:トン)

一般廃棄物の種類	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (計画量)
が れ き 類	165.24	165.24
木 く ず	1,018.13	695.52
刈 草	506.30	506.30
合 計	1,689.67	1,367.06

(3) 区域外で処理する一般廃棄物

(単位:トン)

一般廃棄物の種類	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (計画量)
食 品 残 渣	50.28	56.45
動 植 物 性 残 渣	2.94	5.0
す き と り 物	954.5	2,500.0
動 物 の 死 骸	15.0	7.5
水 銀 含 有 廃 棄 物	14.91	14.14
合 計	1,037.63	2,583.09

※資源化等処理施設を有する市町村との区域外搬入協議により処理を実施する。

※すきとり物は、突発的な工事も発生するため前年度の計画値と同様とする。ただし、発生地内再利用等による発生抑制に努める。

※動物の死骸は有害鳥獣駆除による鹿等を見込む。

※水銀含有廃棄物は一般家庭から排出された蛍光灯や電池類、水銀使用廃製品を見込む。

第2. ごみ処理実施計画

1. 市が処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

ア. 家庭ごみ

次の区分により減量化・資源化を図るものとし、排出にあたっては分別を遵守し、処理の適正化を推進する。

種類	収集・ 運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃 や せ る ご み	市(委託)	市(委託)	焼却	—	—
燃 や せ な い ご み	市(委託)	—	—	市(委託)	埋立
キ ケ ン ご み	市(委託)	—	選別	市(委託)	埋立
粗 大 ご み	市(委託)	—	破碎・磁選	市(委託)	埋立
生 ご み	市(委託)	市(委託)	破碎選別	—	—
プラスチック容器包装	市(委託)	市(委託)	選別 圧縮梱包	—	—
ペットボトル・缶・びん	市(委託)	市(委託)	選別 圧縮梱包	—	—
紙 パ ッ ク	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
ダ ン ボ ー ル	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
新聞ちらし・雑誌・本	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
蛍 光 管 ・ L E D ・ 水 銀 使 用 廃 製 品	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
電 池	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
古 着 ・ 古 布	市(拠点回収)	市	専用回収 バック詰	—	—
小 型 家 電	市(拠点回収)	市	専用回収 バック詰	—	—
し 尿	市(委託)	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—
浄 化 槽 汚 泥	許可業者	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—

イ. 事業系ごみ

排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、減量化・資源化に努め、市の施設に搬入するときは自ら搬入するか、収集運搬許可業者へ委託し搬入する。

種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	排出者 許可業者	市(委託)	焼却	—	—
燃やせないごみ	排出者 許可業者	—	破碎・磁選	市(委託)	埋立
生ごみ	排出者 許可業者	市(委託)	破碎選別	—	—
資源物	排出者 許可業者 資源回収業者	市(委託) 資源化業者	選別 圧縮梱包	—	—
し尿	市(委託)	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—
浄化槽汚泥	許可業者	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—

(2) 排出方法・収集回数・収集方法

ア. 家庭ごみ

種類	排出方法	収集回数	収集方法等
燃やせるごみ	有料指定ごみ袋 (燃やせるごみ用) ごみ処理券	週2回 (農村地区週1回)	戸別収集 及びステーション方式
燃やせないごみ キケンごみ	有料指定ごみ袋 (燃やせないごみ用) (キケンごみはキケン表示)	月1回	
粗大ごみ	ごみ処理券	申込の都度	
生ごみ	有料指定ごみ袋 (生ごみ専用)	週2回 (農村地区週1回)	
プラスチック容器包装	中身の見える袋を使用	月3~4回	
ペットボトル・缶・びん	中身の見える袋を使用	月3~4回	
紙パック	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回	
ダンボール	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回	
新聞ちらし・雑誌・本	ひもで縛るか 破れない袋を使用	月3~4回	
蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	購入時の箱等利用するか 中身の見える袋を使用	月3~4回	
電池	電池と表示し、 中身の見える袋を使用	月3~4回	

イ. 事業系ごみ

種類	収集方法等
燃 や せ る ご み	市の施設へ排出者自らが搬入するか収集運搬許可業者に依頼して搬入。 資源化業者へ自らが搬入するか収集運搬許可業者に依頼して資源化業者へ搬入 若しくは資源回収業者による運搬。
燃 や せ ない ご み	
生 ご み	
資 源 物	

ウ. し尿・浄化槽汚泥

種類	収集方法等
し 尿	申し込み制による戸別収集
浄 化 槽 汚 泥	許可業者へ自らが委託

エ. 地域清掃及びボランティア清掃ごみ

種類	収集方法等
公共の場所(公園・道路等)を町内会や団体等で清掃した際に排出されるごみ	ポイ捨てごみ用ボランティア袋又は草木類専用ボランティア袋を使用し、廃棄物管理課又は所管課と事前に協議する。
公共の場所(公園・道路等)を個人で清掃した際に排出されるごみ	ポイ捨てごみ用ボランティア袋又は草木類専用ボランティア袋を使用し、廃棄物管理課又は所管課へ連絡する。

(3)ごみ排出に伴う協力義務等

ア. 家庭ごみ

家庭からごみを排出する時は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・キケンごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源物(7区分)に分別し、収集日の朝8時30分までに道路沿いの決まった場所に出す。

種類	排出時の協力義務等
燃 や せ る ご み	燃やせるごみに分別される物の中に含まれる金属等の不燃物は可能な限り除去する。
燃 や せ ない ご み	ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、危険防止の梱包を行う。
キ ケ ン ご み	スプレー缶、卓上ガスボンベ及びライターは中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ・花火その他火が出る恐れのあるものについては、水に濡らし、「危険物」と表示する。
粗 大 ご み	申込時の受付番号をごみ処理券に記入する。
生 ご み	一つ一つの生ごみを15cm未満に小さくする。
プラスチック容器包装	中身を残さずに汚れを落とす。
ペットボトル・缶・びん	汚れを落とし潰さない。
紙 パ ッ ク	汚れを落とす。
ダ ン ボ ー ル	荷崩れしないようにする。
新聞ちらし・雑誌・本	荷崩れしないようにする。
蛍 光 管 ・ L E D ・ 水 銀 使 用 廃 製 品	割れている場合は紙で包む。
電 池	リチウムイオン電池は端子部分を絶縁する。

イ. 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、特に事業者自ら減量化・資源化及び分別の徹底を図り、これら廃棄物の保管施設の設置等に努める。

また、再生利用や再資源化が可能なものは資源化施設等で処理し、市の最終処分場への搬入はそれ以外の廃棄物とする。

種類	排出時の協力義務等
燃 や せ る ご み	1個当たりの大きさが最長辺40センチメートル未満（ロープ、紐又はシート状のものにあつては、広げた状態で最長辺200センチメートル未満）にし、袋に入れる場合は中身の見える袋で1袋当たりの内容量が60リットル以下にする。
燃 や せ な い ご み	最長辺を200cm以下にする。
生 ご み	最長辺を15cm以下にし、70ℓ以下の中身の見える袋に入れる。
資 源 物	汚れを落とし、70ℓ以下の中身の見える袋に入れる。

ウ. 適正処理困難物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に規定する市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の際し、適正な処理が困難となる物。

種類	処分方法等
廃ゴムタイヤ	タイヤ販売店、ガソリンスタンド等へ依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンディショナー等）	販売店舗へ引取りを依頼するか、専門業者へ依頼する。
廃消火器	専門業者へ依頼する。
廃自動車	販売店等へ依頼する。
廃原動機付自転車	販売店、公益社団法人自動車リサイクル促進センターへ依頼する。
廃船	一般社団法人日本マリン事業協会へ依頼する。
エンジンが付属するもの	販売店等へ依頼する。
携帯電話及びスマートフォンの電池パック	各携帯電話会社へ依頼する。
動物の死骸	ペットの場合は恵浄殿（火葬場）へ、事業活動から生じるものは区域外搬入による。
太陽光等発電設備	販売店等へ依頼する。

エ. 排出禁止物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に規定する市が行う一般廃棄物の収集に際して排出を禁止する廃棄物。

種類	品目の例示	排出方法等
特別管理一般廃棄物	ポリ塩化ビフェニルを使用する部品、ダイオキシン類の量がばいじん等 1gにつき 3ngを超えるもの、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物	専門業者に依頼する。
毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物	プロパンガスボンベ、灯油、エンジンオイル、バッテリー、農薬、有害物質を含む薬品、注射器及び注射針、汚物など	専門業者や販売店に依頼する。 注射器及び注射針はかかりつけの病院へ依頼する。 汚物はトイレに流す。
液状の物	食用油、塗料など	凝固、乾燥等により固形化させるか、布などに染み込ませて市の収集に排出する。
適正処理困難物	ウに規定する物	ウに規定する処分方法による。
規則で定めるもの		
	分別がされていないもの	分別し直して市の収集に排出する。
	火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等	排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
	最大の辺又は径が 2 メートルを超えるもの	分解、切断等の措置を講ずるか、排出者自らが運搬又は収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
	体積が 2 立方メートルを超えるもの	
	重量が 80 キログラムを超えるもの	
	短辺の幅が 1.5 メートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ	
	パーソナルコンピュータ	製造業者又は一般社団法人パソコン 3R 推進協会へ回収を申し込む。
	小型充電式電池	端子部分に絶縁の措置を講じ、市の収集に排出する。
	庭石、土砂及び石	建設・土木・造園業者へ依頼する。
	レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト	排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して民間の資源化施設へ搬入する。
	事業活動により生じたもの	事業系ごみとして排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。

(4) 処理施設の概要

ア. 中間処理施設

施設名	所在地	処理方法	処理能力	受入日・時間等
し尿処理場	中島松 460-1	一次処理 夾雑物除去	15kℓ/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・日曜日及び 12/31～ 1/3 は休業
焼却施設	中島松 461-1	焼却	56t/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
リサイクルセンター	島松沢 131-8	選別・ 圧縮梱包	11t/5h	月～金曜日 8:45～17:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
生ごみ・し尿処理施設	中島松 460-1	破碎選別	18t/日	月～金曜日 8:45～16:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
破碎処理施設	盤尻 255-4 他	破碎・磁選	60t/h	ごみ処理場内での前処理施設として設置

イ. 最終処分場

施設名	所在地	処理方法	構造等	受入日・時間等
ごみ処理場	盤尻 255-4 他	最終処分	管理型 面積 20,500 m ² 容積 160,000 m ³	月～金曜日 8:45～17:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業

ウ. 施設整備計画

施設名	施設整備内容
有害鳥獣処理施設	動物専用の焼却炉の整備に向けた検討を進める。

2. 一般廃棄物処分業許可業者で処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

種類	収集・運搬主体	中間処理	
		処理主体	処理方法
がれき類 刈草	排出者、 許可業者	許可業者	資源化
木くず	排出者、許可業者	許可業者	資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	種別	所在地	再資源化 対象物	処理能力	受入日・時間等
クリーン産業 株式会社	一般廃棄物 処分業許可	恵庭市 盤尻 49-1	木くず類、 がれき類、 刈草	17.6t/日 240t/日	月～土曜日 7:30～ 17:00、日曜日休業 (他年末年始)
リサイクルファクトリー 株式会社	一般廃棄物 処分業許可	恵庭市 柏陽町4丁目 11-10	木くず、 流木	49t/h	事業毎に定める
株式会社 C & R	一般廃棄物 処分業許可	苫小牧市 字静川 5-4	流木、 風倒木、 剪定木	50.8t/h	事業毎に定める

3. 区域外で処理する一般廃棄物

(1) 処理方法

種類	収集・運搬主体	処理方法
食品残渣	排出者、許可業者	資源化
動植物性残渣		
すきとり物	排出者、許可業者	資源化
動物の死骸	排出者、許可業者	焼却処理
水銀含有廃棄物	処理施設による引取	資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	所在地	対象物	処理能力
株式会社ばんけいリサイクルセンター 石狩事業所 石狩生ゴミリサイクル工場「衛生舎」	石狩市 新港中央 2 丁目 757-11	食品残渣、 動植物性残渣	10,000t/年
リサイクルファクトリー 株式会社	千歳市 中央 690-42	すきとり物	小型破砕機 48t/8h 選別 720t/8h 破砕 160t/8h
角山開発株式会社	江別市 角山 69-9,10	動物の死骸	42.67t/日
野村興産株式会社	北見市 留辺蕊町富士見 217-1	水銀含有廃棄物	電池 100.8t/日 蛍光灯 38.78t/日

第3 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策 (令和2年度の取組)

1. 発生抑制施策の促進

環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着に向け、市民・事業者・市などの各主体が自ら意識改革し、その意識を深く浸透させていくために、積極的に意識改革・情報提供を行い、ごみ減量施策の第一である発生抑制についての取り組みを実効性のあるものとして推進する。

NO	施策名称	具体的内容
1	実践者から将来を担う子供までの意識啓発・情報提供・環境教育の推進	各種紙媒体及びホームページ等での周知の他、出前講座や分別説明会、ごみ処理施設の見学受入等により、意識啓発を行う。 小学校で使用される副読本の改正時期でもあるため、必要に応じて小学生を対象とした分別説明会の実施や資料提供を行う。
2	家庭系廃棄物処理手数料及び事業系一般廃棄物処分手数料の改定周知	令和2年度からごみ処理手数料を順次改定する事へ向け、手数料改定内容の周知と合わせ、さらなるごみ分別の徹底と減量化を呼びかける。 家庭系廃棄物における有料指定ごみ袋の切替や粗大ごみ用の処理券追加について市民及び取扱店へ周知を図る。
3	エコ商店の利用推進	お店に返すリサイクルとして位置づけ、店頭回収の実施により独自のルートでリサイクルを実施する環境に配慮した商店について、市民団体と協力してPRを実施する。

2. 再使用・再生利用についての施策の促進

ものを大切に長く使うことや繰り返し使うことを基本に、ごみの中には有用な資源があることについての情報提供・意識啓発を積極的に進め、市民・事業者の意識の向上を促すとともに、分りやすく取り組めるような環境整備を推進。また、回収拠点の拡大による排出機会の確保やリサイクル対象品目の拡大などにより、再使用・再生利用の推進を図る。

NO	施策名称	具体的内容
1	生ごみ資源化の推進	生ごみ(家庭系・事業系)について、燃やせるごみから分別して、生ごみ・し尿処理施設において破碎・選別、下水終末処理場へ移送、施設内でバイオガスを生成し、施設内の暖房及び電力としての有効利用を継続する。
2	拠点回収の実施	古着・古布及び小型家電の拠点回収(市役所・支所・出張所)の啓発等により再生利用を促進する。
3	せん定枝モデル回収事業の実施	焼却施設稼働による処理を見すえたモデル回収事業を実施する。
4	木質バイオマス燃料化事業の実施	民間事業者と連携し、剪定枝等の木質系廃棄物のバイオマス燃料化(有価売払い)を実施し、資源化を促進する。
5	集団資源回収の拡大・強化	集団資源回収団体及び回収量の拡大(未加入団体等への啓発)について継続して実施し、また、各団体で回収品目が異なることから回収品目等の情報提供を実施、再生利用について促進する。町内会等の実施状況を公表し、集団資源回収への市民参加を促進する。
6	事業系一般廃棄物の分別資源化	事業活動から発生するリサイクル可能なものは、市が指定する再資源化業者への搬入指導を廃棄物管理課及び各施設において継続して実施する。
7	リサイクル取組団体の支援	市民団体等のリサイクルへの取組について、市民・事業者へ周知し、リサイクル意識高揚を促進する。

3. エネルギー回収についての施策

「バイオマス」としての位置づけである「生ごみ」の利活用により、エネルギーを回収し、天然資源の消費の抑制を図る

NO	施策名称	具体的内容
1	生ごみから発生するバイオガスの有効活用	生ごみ分別収集により集められた家庭系生ごみ及び直接搬入等の事業系生ごみについて、生ごみ処理施設において破碎・選別後、下水終末処理場へ移送し、場内の消化槽を利用してメタン発酵により生成したバイオガスを民間に売却し発電により電気へ転換を図るなど、エネルギーの利活用に努める。
2	焼却施設の余熱エネルギーの活用	令和2年度より本稼働する焼却施設で発生する余熱を蒸気として回収することで、施設内の暖房、給湯、電力に利用するほか、隣接する生ごみし尿処理場、下水終末処理場に熱エネルギーとして供給し、汚泥乾燥、消化槽加温、暖房として活用する。

4. 適正処理についての施策

生活安全上の保全と環境負荷を減らすために、市のごみ処理の方向性を確立し、ごみ処理経費の抑制を図りながら効率的収集体制、効果的処理体制について構築します。また、不法投棄や不適正排出については、市民・事業者・関係団体・市が相互に連携・協働して取り組む体制の構築を目指します。

NO	施策名称	具体的内容
1	ごみの適正処理の推進	廃棄物の減量化及び資源化に関する啓発のため市民への広報、パンフレットの配布を実施する。
3	環境美化推進員登録制度	平成 22 年度実施の家庭ごみ有料化実施に併せて、環境美化推進員登録制度を導入、各地域の推進員からの活動状況報告や研修会を開催し、地域毎の特色ある環境美化活動の情報共有を図り、環境衛生の向上を促進する。
5	集合住宅ごみ等優良保管場所認定制度	優良保管場所の維持に向けた啓発を実施する。
6	不法投棄・不適正排出対策	町内会・環境美化等推進員、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努める。

5. 適正かつ効率的なし尿・浄化槽汚泥・生ごみ処理体制の構築

NO	施策名称	具体的内容
1	し尿・浄化槽汚泥の収集体制の確保及び効率的な処理施設の管理運営	し尿・浄化槽汚泥・生ごみの処理量を踏まえ、効率的な処理体制・施設の運転管理を実施する。